

第22期第10回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年10月14日(金) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 令和4年下期土石採取計画変更について(協議)

資料1

(2) 福岡湾におけるアカガイ貝桁網漁業の許可について(協議)

資料2

(3) その他

4漁管第3175号
令和4年10月4日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和4年下期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、令和4年9月28日付け4港第5.43号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



4港第543号
令和4年9月28日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)



令和4年下期土石採取計画変更について(協議)

このことについて、下記のとおり採取計画の変更認可申請がありましたので、変更認可数量について事前協議します。

記

申請者名	採取区域	原認可年月日	変更内容
博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和4年6月29日 4港砂第11号	採取する砂利の数量増加 95,000 m ³ →106,000 m ³
博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和4年6月29日 4港砂第12号	採取する砂利の数量増加 71,000 m ³ →75,000 m ³
博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和4年6月29日 4港砂第13号	採取する砂利の数量増加 43,000 m ³ →44,000 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和4年6月29日 4港砂第15号	採取する砂利の数量増加 66,000 m ³ →67,000 m ³
博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和4年6月29日 4港砂第16号	採取する砂利の数量増加 85,000 m ³ →92,000 m ³
博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和4年6月29日 4港砂第17号	採取する砂利の数量増加 120,000 m ³ →126,000 m ³

* 申請書類は別添のとおり

県土整備部港湾課
管理係 荒倉
内線 4556



令和4年下期土石採取計画変更について

変更前(R4下期当初)

単位:万m³

業者	採取場所	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権									漁場外			小計	合計	
				小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00													12.00	12.00
			6.00	6.00														12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
			9.50	7.10	4.30	9.00	6.60	8.50	12.00								57.00	57.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画										0.40	1.60			8.00	10.00	10.00
												0.36	1.44			7.20	9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画										0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59
												0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.53	22.50	22.50	11.73	181.59	181.59	181.59	181.59
			15.50	13.10	4.30	9.00	6.60	8.50	12.00	1.29	2.37	21.00	21.00	10.93	125.59	125.59		

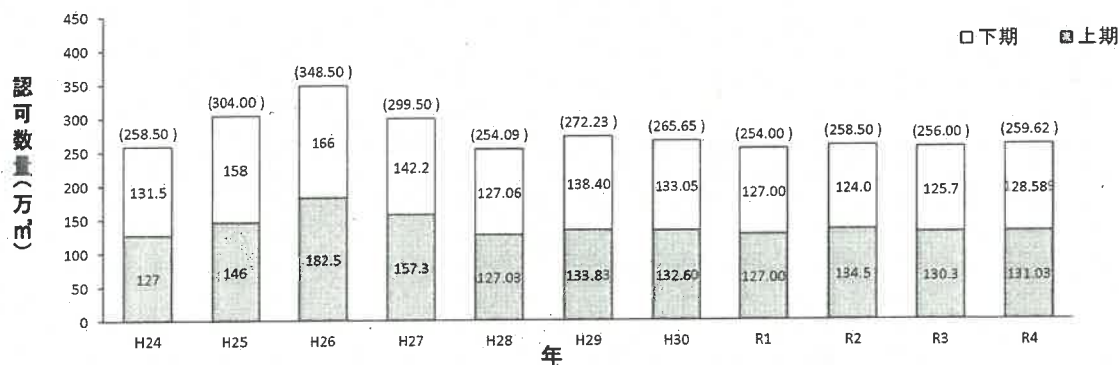


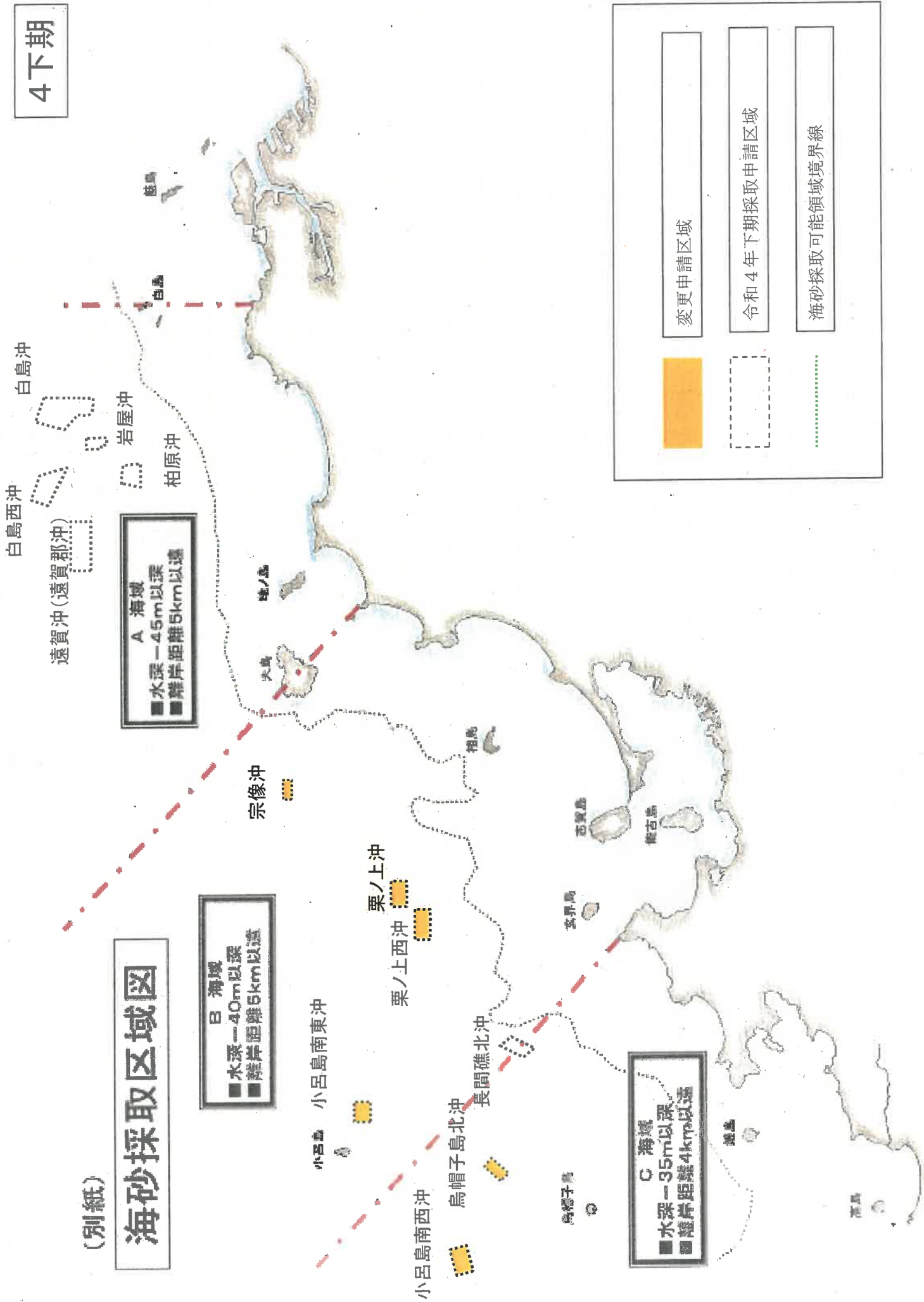
変更後

単位:万m³

業者	採取場所	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権									漁場外			小計	合計	
				小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖			
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意計画	6.00	6.00													12.00	12.00
			6.00	6.00														12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
			10.60	7.50	4.40	9.00	6.70	9.20	12.60								60.00	60.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意計画										0.40	1.60			8.00	10.00	10.00
												0.36	1.44			7.20	9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意計画										0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59
												0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59
合計	0	同意計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.53	22.50	22.50	11.73	181.59	181.59	181.59	181.59
			16.60	13.50	4.40	9.00	6.70	9.20	12.60	1.29	2.37	21.00	21.00	10.93	128.59	128.59		

土石採取認可数量の推移(過去10年間)

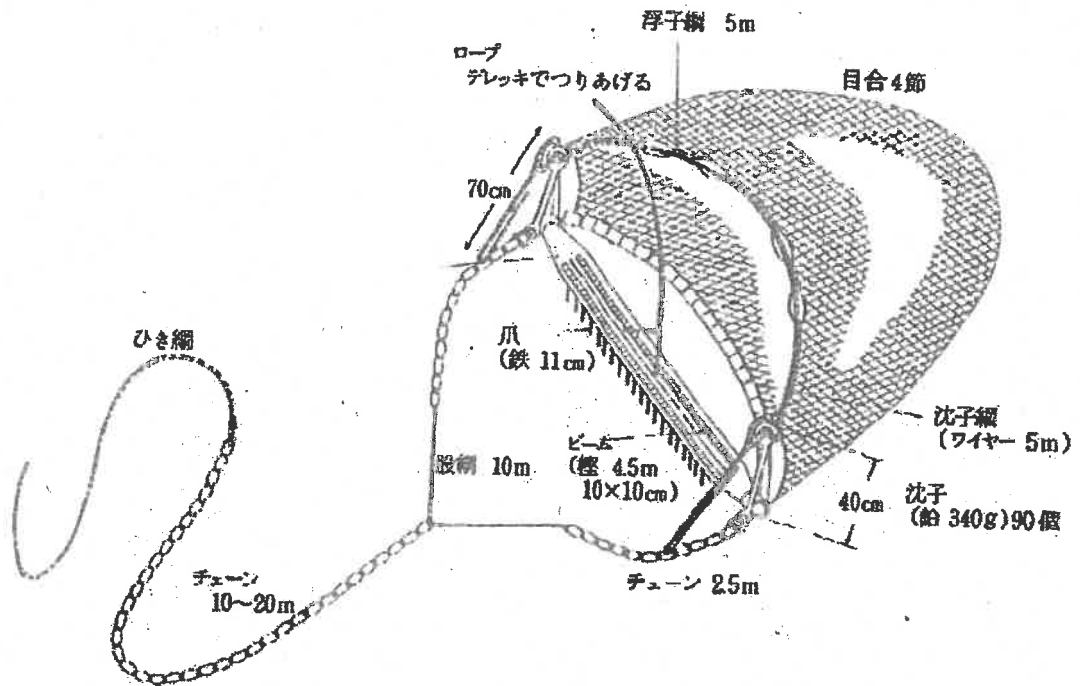




(別紙)

福岡湾におけるアカガイ貝桁網漁業の許可について

令和4年10月14日
漁業管理課



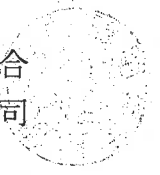
貝桁網漁具参考図



令和4年10月5日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



箱崎地先、伊崎地先におけるアカガイ桁網漁業の許可について（要望）

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましても格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、枯渇したアカガイ資源の再生を目指し、毎年アカガイの稚貝を放流しており、一昨年より貝桁網の漁業許可を受けて箱崎地先と伊崎支所地先にて操業を行っているところであります。昨年は、12/1～3/31の間、15日間の操業を行った結果、計492.5kgの水揚げを上げることができました。そこで、本年も引き続き許可を要望したいと考えております。

今年も福岡県水産海洋技術センターに資源量調査を依頼しました。令和4年9月24日、9月29日に調査を実施していただきましたところ、漁獲サイズである70mm以上の成貝の推定資源量は、伊崎地先では約10トン、箱崎地先では約30トンであり、いずれも漁業対象として十分見込める量が生息していることが分かりました。

そこで、資源の有効利用を図るため、下記のとおり漁業の許可を要望いたします。

記

- 1. 漁業種類 手繰第3種貝桁網漁業
- 2. 操業区域 箱崎地先漁場、伊崎地先漁場（別紙漁場図のとおり）
- 3. 操業期間 令和4年12月1日～令和5年4月30日まで
- 4. 操業時間 日の出から日没まで
- 5. 漁具の規格 桁の幅 100cm以下、網の長さ2m以下、
網の目合い 80mm以上
- 6. 要望隻数 箱崎支所、伊崎支所、姪浜支所、奈多支所
3級船 計7隻
- 7. その他 漁業権管理委員会の同意済み



福岡湾アカガイ資源量調査結果について

1. 調査日：令和4年9月24日（土）、29日（木）

2. 調査方法

- ・箱崎地先及び伊崎地先で調査を実施（図1）。
- ・範囲内で貝桁網を複数回操業し、漁獲された量から資源量を推定。

3. 結果

- ・漁獲サイズである70mm以上の推定資源量は、箱崎地先で30.9t（前年度38.7t）、伊崎地先で10.6t（同15.4t）であり、両地先ともに前年度と比べ減少した。
- ・アカガイの生息水温の上限は27℃と報告されているが、今年度は両地先ともに8月の底層水温が29℃以上に達しており、このことが減少要因の一つと推察される。
- ・一方で、殻長組成（図2）をみると、今年度は漁獲サイズを超える殻長75～85mmが多く確認された。
- ・気象の影響を受けやすい博多湾内では、次年度以降も高水温となる可能性がある。そのため、現在発生している漁獲サイズの個体群が自然減耗する前に有効利用を図るべきと考えられた。

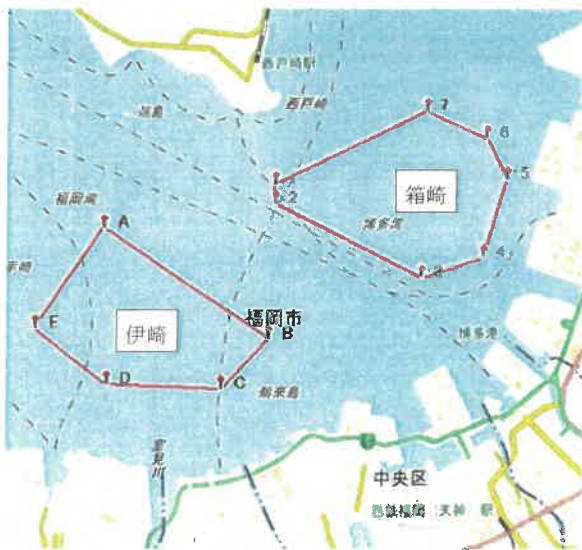


図1 資源量調査区域

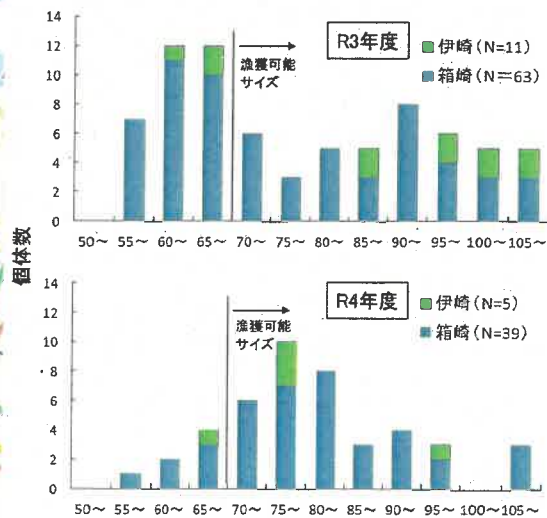


図2 アカガイの殻長組成

令和4年度福岡湾貝桁網漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
筑前海区	7	福岡市

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

令和4年12月1日から令和5年4月30日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

- ・筑共第8号共同漁業権管理委員会の同意がある者

2 許可の有効期間

令和4年12月1日から令和5年4月30日までとする。

3 条件

(1)次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。

筑共第8号共同漁業権漁場内であって、次の(ア)～(ケ)及び(ア)の点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域、並びに(コ)～(セ)及び(コ)の点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域のうち、区画漁業権漁場を除いた区域

○箱崎地先

(ア) 北緯 33 度 38.697 分 東経 130 度 23.144 分

(イ) 北緯 33 度 38.511 分 東経 130 度 23.805 分

(ウ) 北緯 33 度 38.110 分 東経 130 度 24.088 分

(エ) 北緯 33 度 37.443 分 東経 130 度 23.813 分

- (オ) 北緯 33 度 37.246 分 東経 130 度 23.121 分
 - (カ) 北緯 33 度 37.394 分 東経 130 度 23.179 分
 - (キ) 北緯 33 度 37.506 分 東経 130 度 22.458 分
 - (ク) 北緯 33 度 37.828 分 東経 130 度 21.612 分
 - (ケ) 北緯 33 度 38.081 分 東経 130 度 21.620 分
- ※世界測地系

○伊崎地先

- (コ) 北緯 33 度 37.680 分 東経 130 度 20.000 分
 - (サ) 北緯 33 度 36.800 分 東経 130 度 21.620 分
 - (シ) 北緯 33 度 36.400 分 東経 130 度 21.160 分
 - (ス) 北緯 33 度 36.440 分 東経 130 度 20.030 分
 - (セ) 北緯 33 度 36.880 分 東経 130 度 19.330 分
- ※世界測地系

- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (3) 桁の幅は、1 m以内でなければならない。
- (4) 網の目合は、8 cmより細目のものを使用してはならない。
- (5) アカガイ以外を目的に採捕してはならない。

4 資源管理の状況等の報告

福岡県漁業調整規則第 21 条の規定により、許可を受けた者は別紙様式にて毎月翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和 4 年 月 から施行する。

令和4年度福岡湾桁網漁業操業参考図

